

一般社団法人神奈川県歯科医師会福祉共済部会第1共済・第2共済 死亡共済金前払金の申請方法

1. 死亡共済金前払金の申請者

死亡した部会員の死亡共済金受給権者第1位の者

2. 死亡共済金前払金額及び支払期日

- (1) 前払金額は1,000,000円とし、1回を限度とする。
- (2) 支払期日は「死亡共済金前払金申請書」を本会で受け付けた後の最初の常任幹事会の翌日とする。ただし、支払期日が休日の場合は、翌日以降の最初の業務日とする。
- (3) 常任幹事2名以上の決裁で先決したときは、前項によらず、決裁日の翌日を支払い日とする。

3. 申請の手続

- (1) 部会員が死亡後、当該部会員の死亡共済金受給権者第1位の者から、前払金の申請を受け、福祉共済部会第1共済または、第2共済の「死亡共済金前払金申請書」を送付する。
- (2) 死亡共済金受給権者第1位の者は、「死亡共済金前払金申請書」に必要事項を記載し、実印を捺印のうえ、本会福祉共済部会へ申請する。その際、印鑑登録証明書を添付する。また、メール、ファックスでの申請は受け付けない。

4. 審 査

- (1) 審査は、事務点検と申請書類の審査及び支払決裁にて行なう。
- (2) 事務点検は事務局で行い、次の通りとする。
 - ① 死亡共済金前払金申請書の必要事項の記載及び実印が捺印されているか。
 - ② 死亡共済金受給権者第1位の者が申請者であるか。
 - ③ 添付書類として、受給権者第1位の印鑑登録証明書が提出されているか。
 - ④ 死亡した部会員が前年度まで本会会費並びに負担金が納入されているか。
- (3) 書類審査は福祉共済部会第1共済又は第2共済の常任幹事会で次のとおり行う。
 - ① 申請書類及び添付書類は適正であるか。
 - ② 申請者は死亡共済金受給権者第1位の者であるか。
 - ③ 死亡した部会員が前年度まで本会会費並びに負担金を納入されているか。
 - ④ その他、必要な案件が生じたときは、別途個別に検討する。

5. 給付事務

- (1) 第1共済又は第2共済常任幹事会の決裁を受けた後、翌日に金融機関を通じて給付する。
ただし、金融機関が歯科医師信用組合以外を指定したときは、振込手数料を差し引くものとする。
- (2) 申請者に「死亡共済金前払金給付決定通知書」を通知する。

6. 死亡共済金給付の取扱い

- (1) 死亡した部会員の死亡共済金の支払いは、死亡共済金前払金の給付を受けている時はその前払い金額を差し引いて給付する。
- (2) 死亡した部会員が生前に高齢者一部前払金の給付を受けている時は、前項の金額に高齢者一部前払金額を加えて差し引いて給付する。

7. 申請書類

申請書類は次の通りとする。(別記参照)

- ①一般社団法人神奈川県歯科医師会福祉共済部会死亡共済金前払金申請書
- ②死亡共済金受給権者第1位の者の印鑑登録証明書
- ③死亡診断書(写)

◆参考 死亡共済金前払金の税務取扱い

1. 死亡共済金前払金(1,000,000円)の申告は、受取人であるご本人が一時所得として申告することになります。
2. 本人死亡時は、死亡共済金受給者が、死亡共済金受取額(死亡共済金前払金を除いた額)を一時所得として申告することとなります。

一般社団法人神奈川県歯科医師会福祉共済部会死亡共済金前払金申請書

会員氏名	印 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日(歳)
診療所住所	
自宅住所	
振込先	銀行 信用組合 支店 信用金庫 口座番号 普通・当座 ふりがな 口座名義 印(銀行印)
平成 年 月 日 一般社団法人神奈川県歯科医師会長 殿 一般社団法人神奈川県歯科医師会福祉共済部会第1共済・第2共済部会長 死亡共済金前払金を受けたいので、申請いたします。 なお、死亡共済金の給付を受ける際は、死亡共済金前払金額並びに高齢者一部前払金を受けている場合は、その額を差し引き、残額を受領することを承諾します。 住 所 死亡共済金受給権者第1位の氏名 ㊟(実印)	

この欄は記載の必要はありません。

■事務局記入欄

受 付 日 平成 年 月 日	・会費、負担金の納入の有無
常任幹事会審議 平成 年 月 日	
県歯 NO ー	

■決裁欄

部会長	常任幹事	事務局長	次長	課長	取扱者

